産業廃棄物処理施設設置の変更許可申請書添付書類一覧(R1.9.1現在)

申請書	様式第二十二号
添付書類	
1 変更後の産業廃棄物処理施設の構造を明らか にする設計計算書	□構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及 び構造図その他の図面 □設計計算書
2 規則第 11 条第 3 項各号に掲げる事項に変更 がある場合には、変更後の維持管理に関する計 画を記載した書類	□排ガスの性状、放流水の水質等について、周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値 □排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項 □その他産業廃棄物処理施設の維持管理関する事項
3 最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	□構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及 び構造図その他の図面 □設計計算書
4 最終処分場以外の施設にあっては、処理工程 に変更がある場合には、変更後の処理工程図	□処理工程図
5 変更後の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類	□技術管理者の資格(実務経験等)を証する書類 □廃棄物処理施設の種類ごとに必要な廃棄物処理 施設技術管理者講習を修了した認定証 □技術管理者の雇用を証する書類
6 変更後の産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載 した書類	□様式第1号
7 申請者が法人である場合には、直前3年の各 事業年度における貸借対照表、損益計算書、株 主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税 の納付すべき額及び納付済額を証する書類	□貸借対照表 □損益計算書 □株主資本等変動計算書 □個別注記表 □法人税の確定申告書のコピー(申告書のみ) □法人税の納税証明書
8 申請者が個人である場合には、資産に関する 調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及 び納付済額を証する書類	□様式第2号 □所得税の確定申告書のコピー(申告書のみ) □所得税の納税証明書 □預金残高証明書
9 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書	□定款又は寄附行為の謄本 □登記事項証明書
10 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	□本籍の記載のある住民票の写し□登記されていないことの証明書
11 申請者が法第 14 条第5項第2号イからへま でに該当しない者であることを誓約する書面	□誓約書
12 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	□本籍の記載のある住民票の写し □登記されていないことの証明書 □法定代理人が法人である場合、その登記事項証 明書並びに役員の住民票の写し及び登記されて いないことの証明書
13 申請者が法人である場合には、役員の住民票 の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当 しない旨の登記事項証明書	□本籍の記載のある住民票の写し□登記されていないことの証明書

14 申請者が法人である場合において、発行済株	□本籍の記載のある住民票の写し
式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又	□登記されていないことの証明書
は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出	□法人の株主又は出資者の場合、登記事項証明書
資をしている者があるときは、これらの者の住	
民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に	
該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が	
法人である場合には、登記事項証明書)	
15 申請者に令第6条の 10 に規定する使用人が	□本籍の記載のある住民票の写し
ある場合には、その者の住民票の写し並びに成	□登記されていないことの証明書
年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記	
事項証明書	
16 生活環境に及ぼす影響についての調査の結果	□生活環境影響調査書
を記載した書類	
一 変更を行おうとする産業廃棄物処理施設の	
種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種	
類を勘案し、当該産業廃棄物処理施設に係る	
変更を行うことに伴い生ずる大気質、騒音、	
振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のう	
ち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそ	
れがあるものとして調査を行ったもの(以下	
「産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項	
目」という。)	
二 産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目	
の現況及びその把握の方法	
三 当該産業廃棄物処理施設に係る変更を行う	
ことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程	
度を予測するために把握した水象、気象その	
他自然的条件及び人口、土地利用その他社会	
的条件の現況並びにその把握の方法	
四 当該産業廃棄物処理施設に係る変更を行う	
ことにより予測される産業廃棄物処理施設生	
活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当	
該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法	
五 当該産業廃棄物処理施設に係る変更を行う	
ことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程	
度を分析した結果	
六 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下	
水のうち、これらに係る事項を産業廃棄物処	
理施設生活環境影響調査項目に含めなかった	
もの及びその理由	
七 その他当該産業廃棄物処理施設に係る変更	
を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影	

- (注1)「令第6条の 10 に規定する使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者である もの。
 - 一 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)

響についての調査に関して参考となる事項

- 二 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分 若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- (注2)登記事項証明書等、証明書についてはコピーの提出が可能ですが、その場合は、<u>原本(3か月以内のものに限る。)</u>照合を行いますので、申請の際は必ず原本を持参してください。

産業廃棄物処理施設設置の変更許可申請に係る記載事項等(R1.9.1現在)

性未洗米物処理心設設直の変更計可申請に係る記載事項寺(R)・9・15位/		
申請書	様式第二十二号	
1 施設の設置の場所	施設設置予定場所の地番を記載	
2 施設の種類	令第7条に規定された施設の区別を記載	
3 変更の内容	変更がある部分については、変更前と変更	
	後の内容を記載	
処理する産業廃棄物の種類	令第2条又は令第2条の4に規定された産	
	業廃棄物の種類を記載	
施設の処理能力	1時間当たりの処理能力、稼動時間及び1	
	日当たりの処理能力を記載	
	最終処分場にあっては、埋立処分に供され	
	る場所の面積及び埋立容量を記載	
施設の位置・構造等の設置に関する計画	規則第 11 条第2項各号に変更がある場合	
	は、変更内容を記載	
	できる限り図面、表等を利用し、別紙につ	
	いては備考 3(1)~(5)の図面等を含むこと	
施設の維持管理に関する計画	規則第 11 条第3項各号に変更がある場合	
	は、変更内容を記載	
	記載事項のすべてを記載することができな	
	い場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙	
	を添付すること	
4 変更の理由	変更の理由を記載	
	(例)擁壁(又はえん堤)の新設《安定型最終	
	処分場》	